

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

復興ニュース

第78号 (平成27年10月15日発行)

海と
生きる

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号

TEL: 22-6600 内線 207・208

FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)

E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp

気仙沼市秘書広報課



✓ 震災による拾得物の返還を行っています

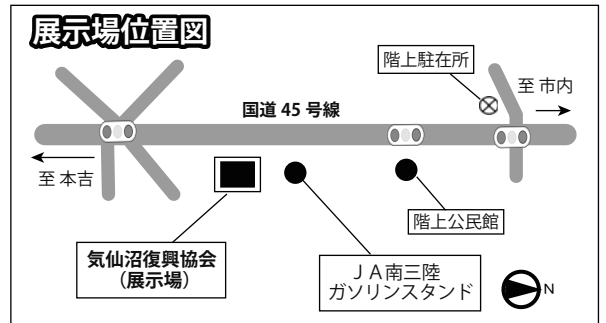
■問い合わせ先/
(一社) 気仙沼復興協会
tel: 27-3882

気仙沼復興協会では、震災時に市内で拾得された写真や賞状などについて、洗浄・仕分け・保管し、常時展示や返還を行っています。また、市内各地区でも出張展示などを行ってきました。

この震災拾得物の保管については、来年度が最終年度となり、段階的に整理処分を行う予定ですので、今年度後半を集中的な返還期間と位置づけ、常時展示のほか、下記のとおり出張展示を行います。1点でも多く持ち主に返還したいと思いますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

○常時展示

- 時間 / 午前9時から午後4時30分まで
土日・祝日もご来場いただけます。(年末年始除く)
- 場所 / 気仙沼復興協会
気仙沼市長磯船原5-2
- 展示物 / 写真、卒業アルバム、母子手帳、手紙、賞状、日記、位牌、トロフィー楯、絵画、仏像、掛け軸など



○出張展示 (10月の日程) ※11月の出張展示の日程については、次号の復興ニュースでお知らせします。

日	時	場所
10月15日(木)	午前9時30分から午後3時まで	松岩公民館
10月17日(土)	午前10時から11時30分まで	気仙沼公園住宅 集会所
10月17日(土)	午後1時30分から3時まで	小原木小学校住宅 談話室
10月24日(土)	午前10時から11時30分まで	旧唐桑小学校住宅 集会所
10月24日(土)	午後1時30分から3時まで	福祉の里住宅ABC(A) 談話室
10月25日(日)	午前10時から11時30分まで	面瀬中学校住宅 集会所
10月25日(日)	午後1時30分から3時まで	山田大名広場住宅 談話室
10月29日(木)	午前9時30分から午後3時まで	中央公民館 展示ホール

■展示物 / 一部の写真、拾得物リスト、パソコンでの閲覧



✓ 中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗等に入居している皆さまにアンケートを実施しています

■問い合わせ先/
商工課
tel: 22-6600
内線521

中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗、事務所、工場は完成から5年で貸与期間が満了することになっています。

市では、今後の仮設店舗などの取り扱い方針決定の参考とするため、仮設店舗などに入居しているの皆さまに、貸与期間満了後の予定などを調査するアンケートを実施していますので、10月30日(金)までのご回答について、ご協力をお願いします。

10月30日(金)まで



✓ 災害公営住宅の家賃の算定方法を再度お知らせします

■問い合わせ先／
建築住宅課
tel:22-6600
内線536・537

災害公営住宅の家賃は、公営住宅法にもとづき、入居する世帯全員の収入月額（政令月収）、各住宅の立地・面積などで決定します。入居する世帯全員の収入月額（政令月収）は、世帯全員の1年間の所得の合計から公営住宅法に定める控除額を差し引いた額を12か月で割り算定します。

具体的な家賃の算定方法については、お問い合わせください。

○政令月収の算定方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居者全員の1年間の} \\ \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公営住宅法に定める} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 \text{ か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収} \\ \hline \end{array}$$

総所得金額とは、合計所得金額から純損失や雑損失の繰越控除を除いた金額です。

※震災で被災し、雑損失の繰越控除がある方は、その控除により総所得金額が下がるため、一旦家賃は下がりますが、繰越控除がなくなると、政令月収が高くなるため家賃が高くなる場合があります。

■公営住宅法に定める控除

控除の種類	控除の対象	控除額
親族控除（一般控除）	親族を扶養している方 （同居をしていない所得税法上の扶養親族も含みます）	38万円／1人
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の親族を扶養している方 （同居をしていない所得税法上の扶養親族も含みます）	25万円／1人
障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付されている方がいる場合	27万円／1人
特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合（身体障害者手帳1～2級、 精神保健福祉手帳1級、療育手帳A判定）	40万円／1人
寡婦（夫）控除	【寡婦】夫と離別、死別した、またはその生死が不明な方 （生死不明の場合は扶養親族がいる方に限ります） 【寡夫】妻と離別・死別した、またはその生死が不明な方で、 扶養親族がおり、かつ年間合計所得が500万円以下の方	27万円／1人
老人扶養控除・老人配偶者控除	70歳以上の親族や配偶者を扶養している方	10万円／1人

○家賃計算例

4人世帯で夫が会社員、妻が専業主婦、子供が2人で集合住宅（3LDK）に入居する場合

続柄	年齢	職業	年収	所得	親族控除（一般控除）	特定扶養親族控除
世帯主	45	会社員	280万円	178万円	—	—
妻	42	無職	—	—	38万円	—
子	17	高校生	—	—	38万円	25万円
子	13	中学生	—	—	38万円	—
				(A) 178万円	(B) 139万円	

この場合の政令月収は、

((A) 総所得金額 178万円 - (B) 控除額合計 139万円) ÷ 12か月 = 政令月収 32,500円となります。
よって、この世帯は家賃目安表(※)の「I-2」となり、家賃は月額16,000円となります。

※家賃目安表については、けせんぬま復興ニュース8月15日号に掲載していますので、ご覧ください。



✓ 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事にかかる費用を助成しています

■問い合わせ先／
建築住宅課
tel:22-6600
内線588

市では、木造住宅を耐震化する際に必要となる耐震診断や、その後の耐震改修工事に対して支援する事業を実施しています。助成件数に限りがありますので、ご希望の方はお早目に申請してください。
申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【①木造住宅耐震診断助成事業】

○**事業内容**・・・木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断（一般診断法）と耐震改修計画を作成します。

○**対象となる建築物**・・・次のいずれにも該当する住宅
○昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅
○在来軸組工法、または枠組壁工法による3階建て以下の木造住宅

○**助成件数**・・・17件（先着順となります）

○**自己負担額** ※金額は、すべて消費税および地方消費税を含みます。



延べ床面積	費用の負担割合		耐震診断に要する費用
	自己負担額	市の負担額	
200㎡（60.5坪）以下	8,300円	140,000円	148,300円
200㎡（60.5坪）を超えて270㎡（81.67坪）以下	18,600円		158,600円
270㎡（81.67坪）を超えて340㎡（102.85坪）以下	28,900円		168,900円
340㎡（102.85坪）を超える	39,200円		179,200円

【②木造住宅耐震化工事助成事業】

○**事業内容**・・・耐震改修計画に基づき改修工事か建替工事を行う住宅に対し、補助金を交付します。
（申請書提出後の工事が対象となります）。

○**対象となる建築物**・・・市の耐震診断事業により耐震改修計画を作成した住宅で、次のいずれかに該当する住宅

- 耐震改修工事後において上部構造評点が1.0以上※であり、重大な地盤・基礎の注意事項が改善される住宅
- 耐震改修計画を作成した住宅に替えて、建替を行う住宅

いずれも平成28年3月までに工事が完了することが必要です。

※建物の地震に対する強さを示す数値で、1.0以上とは震度6強に耐えられる構造のこと

○**補助金額**・・・耐震改修工事費または建替工事費の2分の1の額（限度額45万円）
※耐震改修工事と併せて10万円以上のリフォームを行う場合は、上乘せ補助があります。

○**助成件数**・・・3件（先着順となります）

○**その他** ○耐震改修工事を行った住宅は所得税の特別控除および固定資産税の減額措置が受けられます。
○代理人が申請する場合は、委任状が必要です。



✓ 災害公営住宅にお住まいの皆さまへのお知らせ ～結露・カビの防止対策について～

■問い合わせ先／
建築住宅課
tel:22-6600
内線536・537

入居を開始した災害公営住宅の一部で、入居時に畳などへのカビの発生が確認されました。主な原因として、住宅の完成から入居者への鍵の引き渡しまでの間、電気ブレーカーを落としており、常時（24時間）換気装置が稼働しなかったことで、室内の換気が十分でなかったことなどが挙げられます。

現在は、鍵の引き渡しまでの間も通電することで、常時換気装置を稼働させるほか、定期的に職員が巡回し窓を開放して換気を行い、適切な湿度管理に努めることでカビなどの発生を防いでいます。

災害公営住宅は高气密・高断熱の住宅となっており、密閉性が高いことから、室内を閉め切った状態が長く続くと、結露やカビ発生などの原因となります。

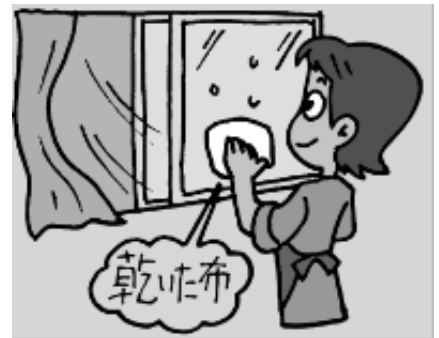
入居者の皆さまには、常時換気装置の稼働と窓の開閉による換気を十分に行っていただくほか、下記の事項に留意してください。



結露・カビ防止対策

湿気を含んだ暖かい空気が冷えた壁や窓ガラスなどにふれ、空気中に含まれている水蒸気が水滴に戻ることによって結露が生じます。結露をそのままにしておくとカビの発生や壁紙のはがれを招くなど、快適な生活を損なう恐れがありますので、次のことに留意願います。

- ・常時換気装置は、電源を切らないでください。
また、窓の開閉による換気に心がけてください。
- ・食事の準備中などは、多量の水蒸気が発生しますので、換気扇を回しながら行ってください。
- ・入浴後は浴槽に必ずふたをし、換気扇を回して浴室の水蒸気が居室に流れ出ないようにしてください。
- ・結露すると、窓の下枠に水滴がたまりますので、窓のサッシやガラスの水滴に気がいたら、乾いた布でふきとってください。



✓ 復旧・復興事業に関するパネルを展示しています

■問い合わせ先／
計画・調整課
tel:22-6600
内線387

市では、復旧・復興事業について、市民の皆さまに広くお知らせするため、市内の公共施設や商業施設にパネルを展示しています。

9月から新しいパネルに更新していますので、ご覧ください。



○パネル設置場所

- 公共施設・・・市内の公民館（条南分館を含む）
図書館（唐桑分館含む）
※一部の公民館、図書館では、冊子となります。
- 商業施設・・・イオン気仙沼店 3階エスカレーターホール出入口

